



2025 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社今仙電機製作所
代 表 者 代表取締役 長谷川 健一
社長執行役員
(コード番号: 7266 東証スタンダード・名証プレミア)
問 合 せ 先 管 理 本 部 井 上 達 嗣
執 行 役 員
T E L 0 5 6 8 - 6 7 - 1 2 1 1

執行役員に対する譲渡制限付株式報酬制度の拡大に関するお知らせ

当社は、2019年6月18日開催の第82期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象に譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入をご承認いただいておりますが、このたび従来社員であった執行役員を取締役同様の委任型に変更したことに伴い、当社の執行役員（他社からの派遣執行役員を除く。以下「対象執行役員」という。）に対して譲渡制限付株式報酬制度を拡大することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度は2019年5月13日付け「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」にて記載した取締役向け譲渡制限付株式報酬制度と同様のものです。

記

1. 本制度の拡大目的

本制度は、対象執行役員に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的とするものであります。

2. 本制度の概要

(1) 対象執行役員に対して発行又は処分される譲渡制限付株式の種類及び総数

本制度に基づき対象執行役員に対して発行又は処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、その数は取締役会で決定いたします。

(2) 譲渡制限付株式の払込金額

本制度により対象執行役員に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象執行役員に特に有利にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

(3) 金銭債権の支給及び現物出資

対象執行役員は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

(4) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象執行役員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

3. 本制度の拡大時期

本制度の拡大により支給される具体的な金銭債権の額、発行又は処分される株式数、その他の本制度の具体的な内容については、2025 年 6 月 27 日開催予定の取締役会にて決定することを予定しております。

以上